

防災・構造

部会

敷地内の通路等

令第128条、県条例第6条第1項ただし書き、第2項、第34条

駐車場(無蓋)を設けた場合の避難規定の扱いについて

平成 27 年秋期部会

令第128条、県条例第6条第1項ただし書き、第2項、第34条に規定する通路は、駐車場(無蓋)を設けた場合、車路部分は有効とするが、駐車スペースは有効でないものとする。